令和6年８月診療分から

小・中・高校生世代の

福祉医療費助成制度が変わります！

★　県内医療機関窓口での支払いが軽減されます　★

医療機関・薬局での窓口で さくら色・水色の受給資格証 を提示すると、

窓口での支払いが一部負担金のみとなります（ただし、保険適用分のみ）。

一 部 負 担 金

|  |  |
| --- | --- |
| 種　別 | 調 剤入　院外　来 |
|  |  |  |
| 子ども医療費助成（さくら色の受給資格証） | １医療機関（レセプト）毎に1,000円 | １医療機関（レセプト）毎に1,000円（14日未満の入院は500円） | なし |
| ひとり親家庭等医療費助成（水色の受給資格証） | １医療機関（レセプト）毎に500円 | １医療機関（レセプト）毎に1,000円（14日未満の入院は500円） | なし |
| 重度心身障害者医療費助成（水色の受給資格証） | １医療機関（レセプト）毎に500円 | １医療機関（レセプト）毎に1,000円（14日未満の入院は500円） | なし |

※ 子ども医療費助成の受給者は、R6.7中旬以降に現物給付用の福祉医療費受給資格証を送付予定です。

※ ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費助成の受給者は、毎年6月の更新申請が必要です。



・受給資格証は 受診の都度 提示して!!

・学校でのケガ・病気は、

受給資格証を使わないで、

学校に問い合わせてね。

< 子ども・ひとり親家庭等医療 >　　　　　　　　　　< 重度心身障害者医療 >

桜井市 保育教育課 手当係（市役所１階9番窓口）　　　　桜井市 保険医療課 医療係（市役所１階２番窓口）

TEL：0744-42-9111（内線2211・2212）　　　　TEL：0744-42-9111（内線：2772・2773）

８：30　～　17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）